

文化財石垣対処方針策定要領（案）

（適用範囲）

予備診断の結果、対処方針の策定が必要（判定イ～カ）とされたもの、または予備診断を経ずに基礎診断・専門診断を実施し、×（NG）の判定が出たものに適用する。基礎診断、専門診断の結果によって必要な場合適宜見直しを行う。

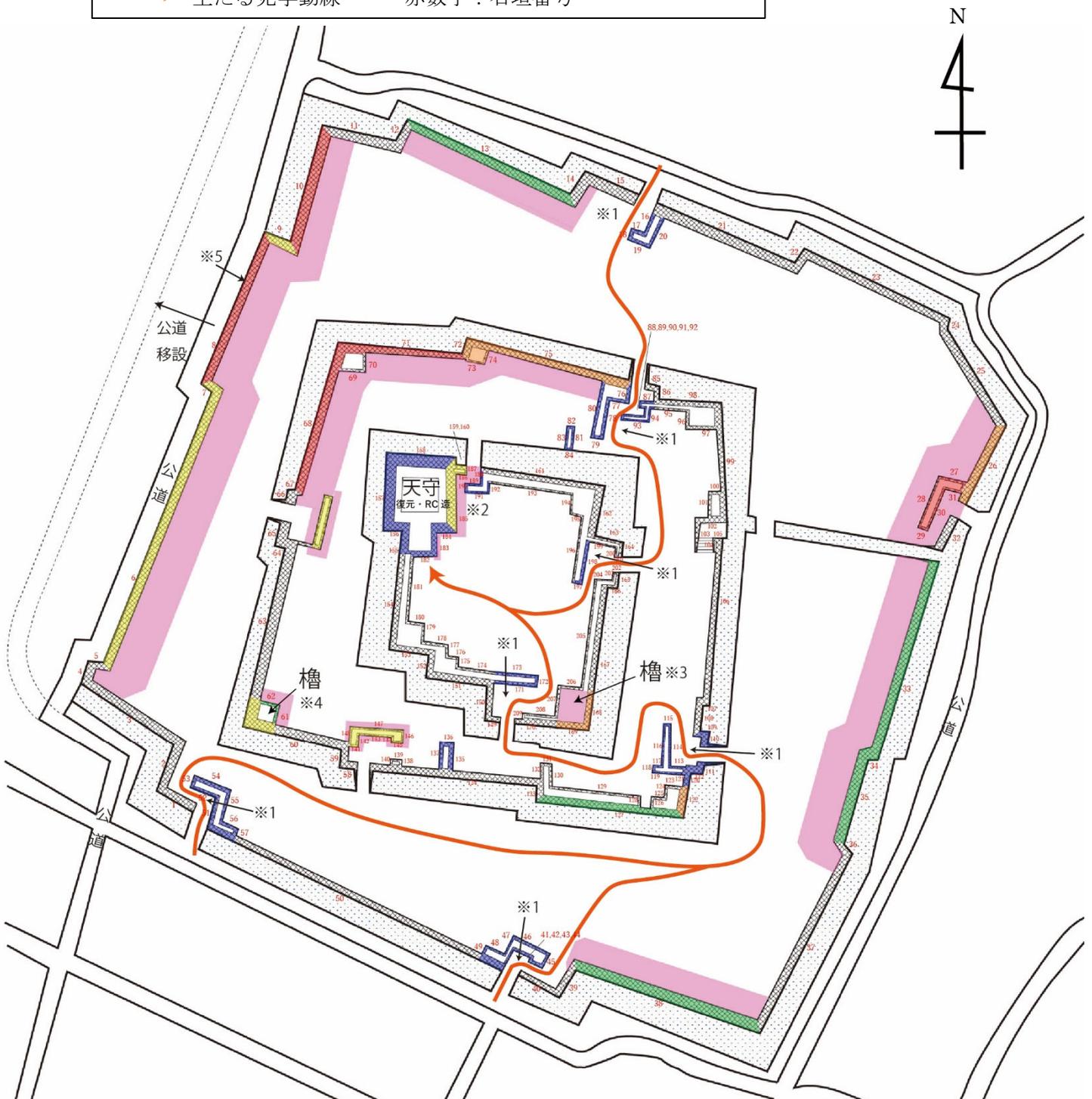
（作成方法）

別添（書式）に示した以下の内容について、（書式）またはエクセル一覧表にまとめる。

「1. 耐震診断結果」、「2. 活用方法の見直し」、「3.経過観察」、「4. 基礎診断・専門診断」、「5. 安全対策工・補強」について、選択肢は該当箇所を○で囲み、括弧内に必要な数値や文章を記入する。また、6に示された資料を添付する。

作成例：〇〇城の活用状況・経過観察の範囲を示す配置図

凡例	
着色なし	予備診断ア：基礎点 OK、変状点 OK
■ (Blue)	予備診断イ：基礎点 NG、変状点 OK
■ (Green)	予備診断ウ：基礎点 OK、変状点 NG だが顕著でない
■ (Yellow)	予備診断エ：基礎点 NG、変状点 NG だが顕著でない
■ (Orange)	オ：基礎点 OK、変状点 NG で変状顕著
■ (Red)	カ：基礎点 NG、変状点 NG で変状顕著
■ (Pink)	柵等による立入禁止範囲
→ (Orange)	主たる見学動線
赤数字	石垣番号



<活用方法の見直しの方針>

予備診断の結果により、立入範囲の制限、見学動線の変更を行う。

- ・主たる見学動線は、予備診断アもしくはイ～エのうち極力耐震緊急性の低い所を通るように設定し、通過せざるを得ない桁形は、危険性を明示し、滞留させないようにする（図中※1）。
- ・天守（復元、RC造）は必要耐震性能を満たしているの見学させるが、周囲の石垣は下に滞留させないように石垣から2mほどの位置に低い柵を設け、東面石垣は予備診断エであるため、見学に支障のない範囲として5m（石垣高さ5m×1.0）の離隔をとる（図中※2）。
- ・石垣上に建つ櫓は、予備診断オの石垣上に建つもの（図中※3）は立入禁止とし、ウ・エの石垣上に建つものは年2回程度の限定公開とし、公開時は係員が避難誘導を行う（図中※4）。

その他の石垣は以下の方針とする。

- ①予備診断オ・カの石垣は、基本的に柵等により立入制限・離隔距離の確保を行う（図中ピンク着色部分）。離隔距離は石垣上は石垣上は5m（石垣高さ5m×1.0）、石垣下は7.5m（石垣高さ5m×1.5）とする。
- ②予備診断ウ・エの石垣は、立入制限や離隔距離の確保が可能な場所では、柵等により立入制限・離隔距離の確保を行う（図中ピンク着色部分）。
- ③予備診断イの石垣は、看板等により地震時の危険性を明示し、滞留させないようにする。
- ④西側の公道が接する箇所（図中※5）は離隔距離の確保が難しいため、当面は応急措置としてネットによる落石防護を行うが、公道の移設などを検討する。

<経過観察の方針>

- ・予備診断イの石垣は、3年に一度目視により前回の写真と比較し、変位観察を行う。変位進行の可能性があれば動態観測（モニタリング）に移行する。
- ・予備診断ウ、エの石垣は、3年に一度目視により前回の写真と比較するとともに、特徴的な部分を実測し、変位観察を行う。変位進行の可能性があれば動態観測（モニタリング）に移行する。
- ・予備診断オ、カの石垣は、クラックゲージ、トータルステーションによる定点観測、3Dレーザー測量のうち適切な方法（石垣ごとに設定）で動態観測（モニタリング）を行う。変状の進行が確認されたものは速やかに次の対策に移行する。